平成２６年（フ）第４号
愛知県碧南市上町２丁目52番地10
債務者　山下　雅幸
1　決定年月日時　平成26年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿讃坊明孝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月16日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第３０７号
埼玉県蓮田市馬込２丁目326番地　栗原ハイツ１―101号、旧住所徳島県吉野川市鴨島町飯尾550番地９
債務者　三木大二郎
1　決定年月日時　平成26年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月３日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第７８０号
福岡県遠賀郡岡垣町大字三吉505番地　県営三吉住宅１―108号
債務者　添田千恵子
1　決定年月日時　平成26年１月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月３日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第７９７号
北九州市門司区新原町７番28―104号
債務者　松井美代子
1　決定年月日時　平成26年１月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月３日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第５号
北九州市小倉北区黄金１丁目２番15―1006号
債務者　大石　洵矢
1　決定年月日時　平成26年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月３日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１３４号
福島県須賀川市向陽町45番地
債務者　岡部タツイ
1　決定年月日時　平成26年１月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月４日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２５年（フ）第２３５９号
名古屋市昭和区吹上町１丁目35番地の９　パナハイツ吹上南棟206号、従前の住所名古屋市中村区名駅南２丁目９番22号　笹島寮
債務者　中村　昭雄
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２３７２号
愛知県日進市岩崎町石兼７番地５
債務者　徳丸智恵美
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第７号
神戸市東灘区北青木１丁目２番７―101号
債務者　松尾　明美
1　決定年月日時　平成26年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７３号
山口県岩国市玖珂町501番地72
債務者　尾﨑　信司
1　決定年月日時　平成26年１月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月４日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２５年（フ）第７４号
山口県岩国市玖珂町501番地72
債務者　尾﨑理惠子
1　決定年月日時　平成26年１月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月４日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２６年（フ）第３号
山口県岩国市通津1117番地26
債務者　川島　友則
1　決定年月日時　平成26年１月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月４日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２６年（フ）第７号
佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙2202番地21
債務者　田代千代美
1　決定年月日時　平成26年１月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月４日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第７０４号
北九州市八幡東区西本町３丁目１番５―405号
債務者　倉薗　秀和
1　決定年月日時　平成26年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第７８４号
北九州市八幡西区引野１丁目11番21―201号
債務者　星野　加代
1　決定年月日時　平成26年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第８２３号
北九州市小倉北区南丘２丁目15番５―1201号
債務者　谷脇　　司（旧姓米原）
1　決定年月日時　平成26年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第３号
福岡県中間市土手ノ内１丁目28番13号
債務者　管　　岩雄
1　決定年月日時　平成26年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第４号
福岡県中間市土手ノ内１丁目28番13号
債務者　管　ケイ子
1　決定年月日時　平成26年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部